

水道部の組織及び所管事務

- ・ 事務部門の「経営室」と技術部門の「工務室」・「浄水室」の3室編成。
- ・ 室内組織については、お客さまの窓口部門及び浄水室の専門的部門については課制（4課）その他担当(グループ)制。

水道事業管理者 赤野 茂男 部長 松木 正 次長 千葉 隆彦

室	課	担 当 (グループ)		主な所管事務
経営室 室長(千葉 隆彦) 総括参事 長谷川 佳樹		総務 人事 経営 経理	参事 中矢 典男 参事 久野 栄二 参事 平田 美恵子 参事 高田 広	部及び室の庶務、庁舎管理、広報、危機管理、法制 等 人事・給与、研修 等 経営計画策定・推進、事業評価 等 予算管理、出納、契約、財産管理 等
	料金課 課長 柳田 太	庶務 窓口	参事 嶋田 晋士 参事 田中 満明	課の庶務、料金等の調定、システム管理 等 閉開栓受付、検針、納付書送付、未納料金対策、メータの管理・取替 等 料金システム 債権管理
工務室 室長 太田 泰司		計画 建設 整備 管理	参事 山村 泰久 参事 長田 誠一 参事 平井 善明 参事 山下 厚仁 参事 橋本 恒房	事業計画、危機管理、統計資料、室の庶務 等 基幹管路整備、耐震化事業、経年管更新 等 耐震化事業、施設更新 等 鉛製給水管対策、老朽給水管対策 等 配水管等維持管理、漏水修繕・調査、管路情報管理 等
	給水相談課 課長 森山 哲治	相談 工事		給水装置相談窓口、小規模受水槽の点検指導、指定工事店の登録・指導、課の庶務 等 給水工事申請受付、給水工事検査、開発協議 等
浄水室 室長 福田 博伸		施設	参事 松本 具尚	事業計画、統計、施設の維持管理、室の庶務 等
	浄水課 課長 小池 寿英			浄水処理、水運用 等
	水質課 課長 西田 勉			水質検査 等

審議会の運営について

水道事業経営審議会の設置

- ・設置根拠...執行機関の附属機関に関する条例(資料3)に基づく
- ・任務...吹田市水道事業経営審議会規則第2条(資料3)のとおり

委員報酬

- ・報酬は8,400円/日額となっており、所得税3.063%257円を差し引いた8,143円/日額を、会議開催後2週間を目途にご本人様名義の口座に振込させていただきます。

水道事業経営審議会の会議における公開

「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、審議会等の会議は、原則公開すると定められています。

- ・傍聴...毎回、会議開催時に傍聴希望者の有無を事務局から報告、希望者がおられる場合、会長に許可を求めています。
- ・議事録...毎回、会議終了後、事務局にて議事録(大要、発言者個人名は記載しない)を作成し、ホームページに掲載しています。

第10次水道事業経営審議会の審議予定について

第9次審議会からの「答申」に基づく水道部の検討状況報告と更なる審議

第1期アクションプランの総括と第2期アクションプランについて

予算、決算報告

水道施設見学 など

執行機関の附属機関に関する条例 抜粋

昭和32年 3月29日 条例第302号

改正

・
・
・

平成26年 1月7日 条例第9号

執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項(附属機関の設置)に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

・
・
・

(平成26年 1月7日 条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	・ ・	・ ・
	吹田市水道事業経営審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事項
教育委員会	・ ・	・ ・

吹田市水道事業経営審議会規則

平成8年3月29日規則第14号

改正

平成17年3月31日規則第17号

平成19年3月30日規則第37号

吹田市水道事業経営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。

2 審議会は、前項に規定する場合のほか、水道事業経営について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道部経営室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。